

全国健康関係主管課長会議

健康局 疾病対策課

移植医療対策推進室

1. 臓器移植対策

臓器提供施設と児童相談所との積極的な連携と情報共有について

臓器の移植に関する法律 附則5項

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)

5. 虐待を受けた児童への対応等

○ 対応の原則

- ・ 虐待を受けた児童が死亡した場合に臓器が提供されないよう、移植医療に従事する者が虐待が行われた疑いの有無を確認。
- ・ 脳死、心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いのある児童（18歳未満）が死亡した場合は、臓器の摘出は行わない。

○ 児童からの臓器提供を行うための要件、手続き

① 必要な体制整備

虐待防止委員会等の院内体制の整備、対応マニュアル等の整備

② 虐待が行われた疑いの有無の確認

①の院内体制のもとで、虐待の疑いの有無を確認する

③ 臓器提供を行う場合の対応

- ・ 事前に、虐待防止委員会の委員等と情報共有し、助言を得る
- ・ 臓器の摘出に当たっては、倫理委員会等で上記の手続を経たか確認の上、可否を判断する
- ・ 検視等の犯罪捜査に関する手続が行われる場合は、連携を図る

臓器提供施設と児童相談所の積極的な連携と情報共有について

「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長 母子保健課長通知)
雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号、平成24年11月30日

児童相談所・市区町村と医療機関は、日頃から連携体制や関係を構築する必要がある

特に、臓器移植に関連し・・・

- 臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。
- 個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

「臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について」

(厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知)
健臓発1206第2号、平成24年12月6日

- 臓器提供者となる可能性がある児童に関し臓器提供施設から児童相談所に照会を行う場合の対応について、児童福祉主管部局や児童相談所と積極的に協議を行うことが必要。
- 協議の結果についてすべての関係機関において認識を共有することも重要（医療機関及び関係団体、並びに市町村及び関係機関等）

引き続き、臓器提供施設(医療機関)と児童相談所等との連携をお願いしたい。

医療機関から児童相談所に対する照会への対応状況について

平成25年12月17日移植医療対策推進室実施アンケート結果

- ・医療機関が児童相談所に照会を行った場合、回答が得られることができるとしているのは、児童相談所を設置している69自治体中63自治体。
- ・63自治体中33自治体は、児童相談所から回答を得る際に特定の条件が必要となっている。

【問1】 医療機関から児童相談所に対して当該児童に係る虐待への児童相談所の対応状況等に関して照会を行った場合、医療機関は回答を得ることができますか。	H23※	H24	H25	
① 回答を得ることができる（②に該当する場合は除く。）	4	8	13	(18.8%)
② 臓器提供を行う（検討している）場合に限り回答を得ることができる	7	26	50	(72.5%)
③ 回答が得られるようにするために検討中	34	35	6	(8.7%)
④ 回答を得ることはできない（検討の予定もない）	2	0	0	(0.0%)

※H23の調査は都道府県のみを対象。

63
(91.3%)

（問1で①又は②と回答した自治体への質問） ※下線のある自治体はH24の調査において検討中としていたところ。

【問2】 医療機関が児童相談所から回答を得るための条件（当該児童の親権者の同意等）はありますか。		
問1で①と回答 (宮城県、群馬県、埼玉県、富山県、長野県、岐阜県、山口県、札幌市、さいたま市、千葉市、大阪市、北九州市、熊本市)	①条件がない	4
	②条件がある	9
問1で②と回答 (北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、京都市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市、横須賀市)	①条件がない	26
	②条件がある	24

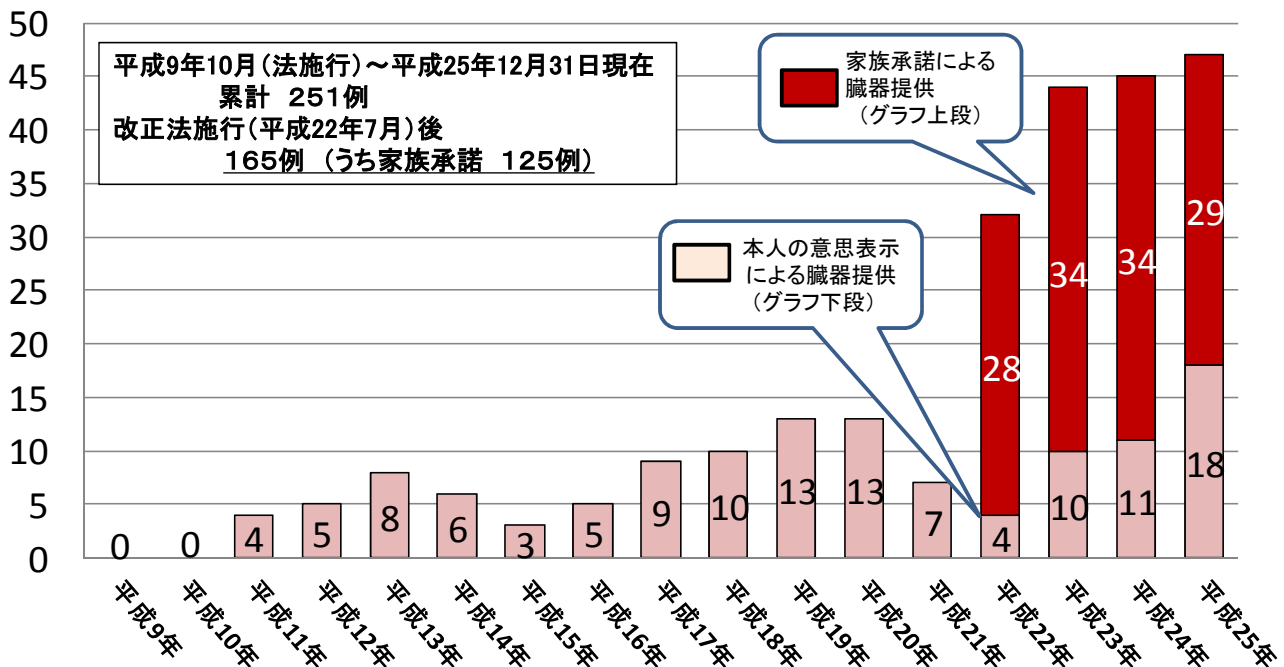
【回答を得るための条件（例）】

- ・親権者（児童の法定代理人）等の同意 / 文書による申請 / 要保護児童対策地域協議会の構成機関であること / 状況を確認しケース毎に判断し対応保護者の同意書及び児童相談所からの虐待情報を保護者に開示しないこと / 当該医療機関が臓器提供施設（5類型）であること / 等

臓器提供の体制整備について

脳死下での臓器提供者数の推移（年別）

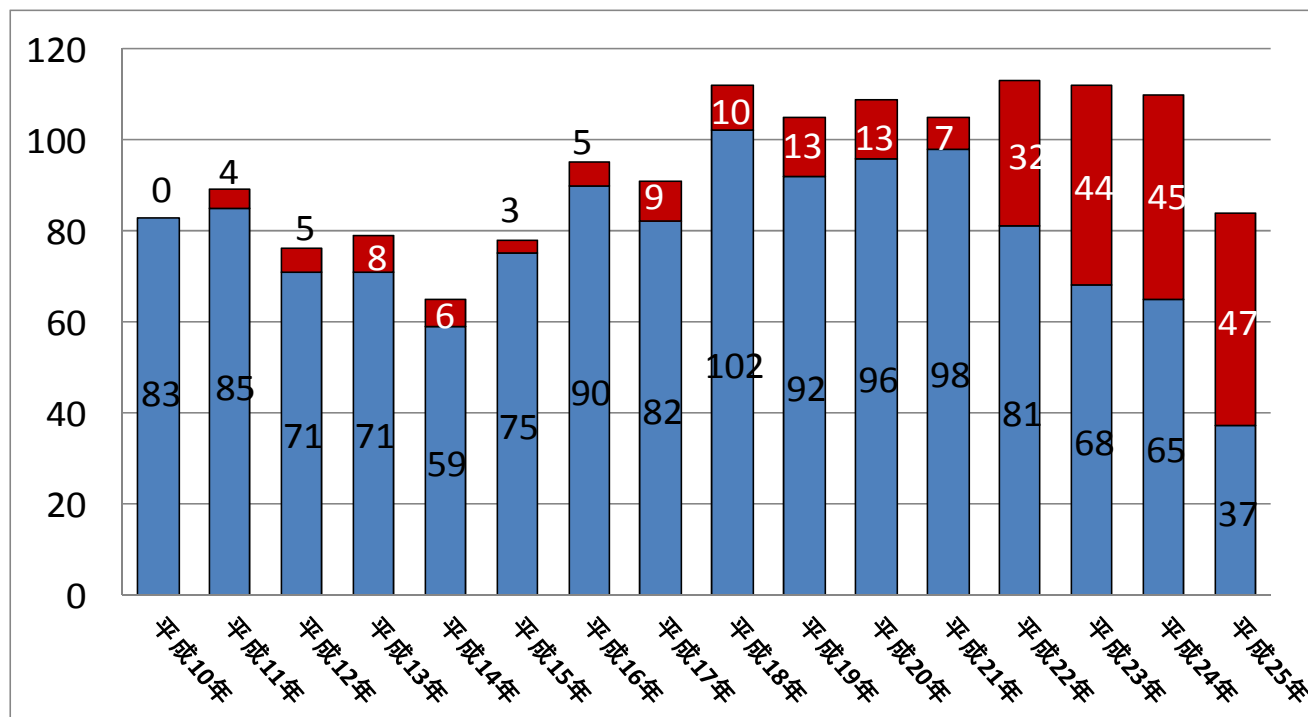
平成22年7月の改正法施行後、脳死下臓器提供事例は増加してきている。
全体的には家族承諾による臓器提供が多くなっているが、本人意思表示による臓器提供も徐々に増加してきている。（H24:11件 → H25:18件）



臓器提供者数の推移(年別)

(平成10年～平成25年)

※平成25年12月31日現在



■ 脳死(提供可能臓器) 心臓、肺、肝臓、膵臓、腎臓、小腸、眼球(角膜)

■ 心停止(提供可能臓器) 膵臓、腎臓、眼球(角膜)

臓器移植の実施状況

	平成21年 (1~12月)	平成22年 (1~12月)	平成23年 (1~12月)	平成24年 (1~12月)	平成25年 (1~12月)	移植希望者数 ※
心臓(単独) (脳死下)	6件	23件	31件	28件	38件	293名
肺(単独) (脳死下)	9件	25件	37件	33件	41件	227名
心肺同時 (脳死下)	1件	0件	0件	0件	1件	4名
肝臓(単独) (脳死下)	7件	30件	41件	40件	39件	375名
膵臓(単独) (脳死下)	0件	2件	6件	9件	33件	39名
腎臓(単独)	182件	186件	182件	174件	158件	12,618名
	脳死下	7件	39件	57件	88件	
肝腎同時	0件	0件	0件	1件	1件	14名
	脳死下	0件	0件	1件	1件	
膵腎同時	7件	23件	29件	18件	24件	145名
	脳死下	7件	23件	29件	24件	
小腸(脳死下)	1件	4件	3件	0件	1件	2名
眼球 (角膜)	1,595件	1,696件	1,592件	1,493件	1,482件	2,170名
	脳死下	12件	24件	36件	33件	

※ 移植希望者数は、平成26年1月31日現在。(眼球の移植希望者数は平成25年12月31日現在。)

臓器移植に関する世論調査(平成25年8月 内閣府実施)の結果について

本人が臓器を提供する意思表示をしている場合には、本人の意思を尊重して、家族が承諾する見込みが高くなっており、本人の意思表示の重要性が改めて明らかになった。

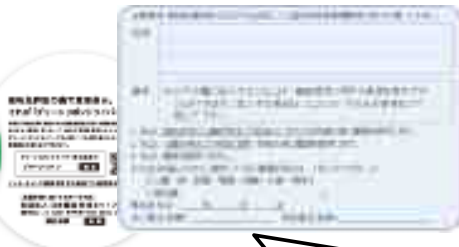
○臓器移植に対する関心は定着 「関心がある」	H18 59.0%	H20 → 60.2%	H25 → 57.8%
○改正臓器移植法の内容は着実に周知 ・15歳未満の脳死での臓器提供 「知っている」 ・家族承諾による脳死での臓器提供 「知っている」			70.2% 66.9%
○臓器提供に関する意思表示が増加 意思を「記入している」	H18 4.8%	H20 → 4.2%	H25 → 12.6%
○自分の臓器提供の希望は横ばい ・脳死下で「提供したい」 ・心停止下で「提供したい」	H18 41.6%	H20 → 43.5%	H25 → 43.1%
	42.3%	→ 44.7%	→ 42.2%
○本人が臓器提供意思を表示していた場合、家族がこれを尊重する割合が増加	H20 81.5%	H25 → 87.0%	}
脳死下提供意思を「尊重する」 「尊重しない」	11.2%	→ 7.7%	
○本人が臓器提供の意思表示をしていなかった場合、家族が提供を承諾する割合は低くなる			}
脳死下臓器提供を「承諾する」 「承諾しない」	38.6%	49.5%	

臓器移植に関する普及啓発の取組

「意思表示をしていただくこと」に力点を置いた普及啓発にあたり、医療保険者(地共済、市町村国保等)、都道府県警察(交通安全協会)、教育委員会等との連携も検討していただきたい。

臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレット等

- 移植医療に関する認識と理解を深めるために、中学生向けのパンフレット「いのちの贈りもの」を作成し、全国の中学校、教育委員会に送付している。
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、教職員を対象に「いのちの教育セミナー」を開催し、道徳教育や総合的な学習の時間などで臓器移植を題材とした授業が行えるよう、その進め方等を普及。



一般向け普及啓発活動

- ポスター、リーフレット等の各種啓発資料を利用した啓発活動
- 臓器移植推奨及推進月間(10月)に合わせた取り組み等



健康保険証及び運転免許証裏面への意思表示

- 厚生労働省では、国家公務員共済組合の組合員証の更新(カード化)に伴い、改めて臓器提供に関する意思表示欄への意思の記入を全職員に周知。
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、
・運転免許証裏面での意思表示を促進する取り組みとして、全国の自動車教習所やタクシーの車両(60,000台)に啓発ステッカーを貼る活動を実施。
・コンビニエンスストア、カー用品店、ゴルフ場等に約700,000台分の啓発ステッカーを配布する活動を実施。

地域における普及啓発の取組の例

- 兵庫、長崎県
 - ・臓器移植推進普及月間(10月)に、県内の施設(神戸ポートタワー、眼鏡橋等)や県庁舎を移植医療の象徴である緑色にライトアップ。
- 静岡県
 - ・臓器提供に関する意思表示の促進のため、静岡県タクシー協会と協力し、車内での意思表示カードの設置や車体へのステッカー貼付を実施。
- 奈良県
 - ・臓器移植の普及啓発のためのPRラッピング(車体広告)を行ったバスを1年間走行。
 - ・運転免許試験場にて臓器提供に関する意思表示欄の記入を促進するキャンペーンを実施。
- 栃木、静岡県
 - ・県内の中学校の生徒に、命の大切さや臓器移植を理解してもらうための講義を実施。
- 群馬県
 - ・臓器移植の普及啓発のため、医療機関や学校等に講師を派遣。
- 富山、大阪府
 - ・地元のサッカーチームの試合の際、地元キャラクター等を活用した臓器移植に関する普及啓発イベント等を実施。

➔
 都道府県臓器移植コーディネーターとともに、医療保険者(地共済、市町村国保等)、都道府県警察(交通安全協会)、教育委員会等との連携も検討し普及啓発に取り組んでいただきたい。

中学生向け普及啓発パンフレット

インターネットで臓器提供の 意思登録をしましょう!

※必ず、家族ともよく話し合って、自分の意思を決めましょう。
※許可する意思も、しりしり意思も登録できますが、有効となる年数は異なります。
※ID・パスワードの登録も必要です。

スマホで登録



http://www.jotnw.or.jp/m

パソコンで登録



http://www.jotnw.or.jp

1. ID入力

IDの入った登録カードが送られてきます。

2. ID登録

サイトにアクセスして、IDとパスワードを入力します。

3. 完了

届着後すぐに、本人の意思が登録できる状態となります。

臓器移植に関するお問い合わせを受けています。

(公社)日本臓器移植ネットワーク

☎0120-78-1069 (平日9:00-17:30)

ウェブサイトにもさまざまな情報が掲載されています。 <http://www.jotnw.or.jp>

※年(年齢)の登録についてはこちらまでお問い合わせください。

(公財)日本アイバンク協会

TEL.03-3293-6616 <http://www.jeyobank.or.jp/>

いのちの贈りもの あなたの意思で救える命



〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
厚生労働省・大庁

(公社)日本臓器移植ネットワーク

INDEX

1 臓器移植とは何か
2 臓器移植のしくみ
3 臓器移植のしくみ
4 臓器移植のしくみ
5 臓器移植のしくみ
6 臓器移植のしくみ
7 臓器移植のしくみ
8 臓器移植のしくみ

都道府県臓器移植コーディネーターの業務について

① 日常業務

地域において臓器移植の普及定着を図るため、以下の業務を行う

- 地域住民に対する普及啓発活動
- 臓器提供施設の医療従事者等に対する普及啓発活動
- 臓器提供施設との連携体制の確保・整備 他

② 臓器提供発生時業務

(公社)日本臓器移植ネットワークのコーディネーターと連携し、以下の業務を行う

- 臓器提供に係る意思の確認等
- 検査及び摘出された臓器の運搬に関する手続き
- ドナー家族に対し、移植患者の予後の報告 他

(参考)

適正な臓器移植の推進に向けた実施体制

